

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から49年3月まで

市役所から国民年金保険料が未納であるとの連絡があり、現金約30万円前後を工面し、夫婦の保険料を併せて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかならないことから、このころ加入手続を行ったと推測でき、この時点では申立期間の大半が時効であったが、当時は第2回特例納付制度の実施期間であったため、既に時効となった国民年金保険料もさかのぼって納付することが可能であり、申立人及びその妻の未納期間の保険料をまとめて納付すると、申立人の記憶する保険料額とほぼ一致する。

また、申立人は、市役所からの連絡により、近くの郵便局で申立期間に係る国民年金保険料を納付した記憶があると述べているとおり、申立人の居住する市の広報紙を見ると、第2回特例納付を勧める記事があり、納付方法については市に問い合わせるようになっている上、郵便局等の金融機関から保険料を納付する必要があったことから、申立人の主張は自然である。

さらに、申立人及びその妻は、昭和49年度以降に保険料の未納が無いことから、納付意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び同年7月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和48年7月から49年2月まで

申立期間①については、前年度の納付状況などから国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間②については、領収書は紛失してしまったが、夫のねんきん特別便が届いた時に自分の年金手帳や保管してあった領収書から納付済期間と金額をメモしており、そのメモに昭和48年7月から49年2月までの保険料は5,100円と書いてある。

税金や保険料等も請求があれば必ず納付し、督促などは一度も受けたことが無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金制度開始当初の昭和36年4月から国民年金保険料を納付し、45年5月からは国民年金に任意加入するなど、申立人の国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立人は、当時、夫婦の国民年金保険料を併せて納付していたと述べており、申立人の夫については、社会保険庁のオンライン記録を見ると、当該期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間①は3か月と短期間であり、申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は、国民年金手帳に検認印が無いが、同様の取扱いとなっている期間が納付済みとされているところもあることから、申立期間①の保険料が納付されていたとして

も不合理ではない。

- 2 申立期間②について、申立人が、その夫のねんきん特別便が届いた時に所持していた領収書等を基に作成したとするメモを見ると、記載されている国民年金保険料及び納付先は当該期間の状況と一致している。

また、申立人は、申立期間②に係る領収書を年金手帳に貼付^{ちようふ}していたと述べているとおり、申立人の年金手帳を見ると、貼付^{ちようふ}の形跡が認められる上、申立人は、納付書の形態等について鮮明に記憶しており、当時の状況と齟齬^{そご}が無いことから、申立人の主張には信ぴょう性がある。

さらに、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、当初、昭和48年度の欄に「この年度検認済」と押印されていたものを取り消した形跡があることから、申立人に係る記録管理に行政の過誤があった可能性も考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間⑦のうち、事業主は、申立人が昭和53年2月2日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、54年1月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和53年2月から同年12月までの標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和37年4月10日から39年8月20日まで
(A事業所)
② 昭和42年6月16日から43年5月20日まで
(B事業所)
③ 昭和43年5月20日から44年12月20日まで
(C事業所)
④ 昭和47年4月5日から48年4月1日まで
(D事業所)
⑤ 昭和48年8月18日から49年11月20日まで
(E事業所)
⑥ 昭和49年11月12日から50年11月12日まで
(F事業所)
⑦ 昭和52年5月15日から54年6月20日まで
(G事業所)
⑧ 昭和55年9月12日から同年11月20日まで
(H事業所)
⑨ 昭和63年8月14日から平成元年6月14日まで
(I事業所)
⑩ 平成4年5月19日から同年9月19日まで
(J会K事業所)

⑪ 平成4年10月15日から5年1月21日まで
(L事業所)

⑫ 平成5年7月21日から6年7月21日まで
(L事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦のうち、昭和53年2月2日から54年1月26日までの期間について、社会保険事務所が管理するG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、生年月日は相違するものの申立人と同姓同名の記録が発見され、当該記録は、53年2月2日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、54年1月26日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、当該期間において、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の記録をG事業所で確認できる。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録において、平成元年3月26日から同年6月14日までG事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、G事業所の事業主は、「当社において、厚生年金保険について昭和53年2月2日に被保険者の資格を取得し、54年1月26日に被保険者の資格を喪失した記録のある者と、平成元年3月26日に被保険者の資格を取得し、同年6月14日に被保険者の資格を喪失した者は、同一人物だと思われる。」との証言をしている。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、G事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和53年2月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、54年1月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和53年2月から同年12月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間⑦のうち、昭和52年5月15日から53年2月2日までの期間及び54年1月26日から同年6月20日までの期間については、申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることはできず、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間①について、社会保険庁の記録から、申立てに係るA事業所が厚

生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 40 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は昭和 37 年 4 月に A 事業所に勤務したとしているが、同事業所の事業主は、「A 事業所がオープンしたのは昭和 40 年秋である。」との証言をしている。

申立期間②について、社会保険事務所の記録から、申立てに係る B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 46 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は昭和 42 年 6 月から 43 年 5 月まで B 事業所に勤務したとしているが、同事業所の事業主は、「B 事業所がオープンしたのは昭和 45 年である。」との証言をしている。

さらに、当時の B 事業所の事業主は、「申立人の名前に記憶は無く、当時、住み込みの従業員はいなかった。」との証言をしている。

加えて、申立人は、社会保険庁の記録から、申立期間②の期間の前後を通じて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「C 事業所において勤務していた同僚と結婚した。」と主張しているが、社会保険事務所が管理する記録では、当該同僚は、C 事業所では無く、別事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人も前述の別事業所において、厚生年金保険の被保険者の資格を昭和 46 年 1 月 9 日に取得し、同年 3 月 21 日に喪失していることが確認できる。

また、申立人は、社会保険庁の記録から、申立期間③の期間の前後を通じて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間④について、申立人は、申立て当初、昭和 47 年 4 月 5 日から 48 年 4 月 1 日までの期間を申立てていたが、その後、「昭和 48 年 2 月より、D 事業所 N 店において勤務（研修）し始めた。」と、証言を改めている。

また、D 事業所の事業主は、「申立人が就業したとしている D 事業所 N 店がオープンしたのは昭和 48 年 4 月であり、同事業所同店が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、53 年 4 月である。同事業所同店が厚生年金保険の適用事業所となる前は、同事業所（本店）で厚生年金保険の被保険者の資格を取得していた。」との証言をしている。

さらに、D 事業所の事業主より提出された同事業所 N 店の従業員名簿から、同事業所同店のオープン前から研修を始めた者を、申立人を含め 8 人確認できるが、当該 8 人は、社会保険事務所が管理する D 事業所（本店）の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じく昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立人は、社会保険庁の記録から、申立期間④の期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間⑤のうち、昭和48年12月21日から49年2月21日までの期間、及び同年4月22日から同年11月12日までの期間に、それぞれE事業所とは別事業所で厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる。

また、申立人は、社会保険庁の記録から、昭和48年8月及び同年9月について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理するE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名を確認することができない。

申立期間⑥について、F事業所の管理する従業員台帳に申立人の氏名は確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険のF事業所における離職日の翌日であることが確認できる。

申立期間⑧について、申立てに係るH事業所があったとされる所在地を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、社会保険事務所が管理するH事業所と類似する名称の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名を確認することができなかった。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録から、申立期間⑧の期間の前後を通じて、国民年金に加入し、保険料の全額免除を受けていることが確認できる。

申立期間⑨について、社会保険庁の記録から、申立てに係るI事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年4月1日であることが確認できる。

また、I事業所が管理する労働者名簿から、申立人の雇入年月日が平成元年6月14日であることが確認できる。

さらに、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から、申立人が、I事業所において、平成元年6月14日に、雇用保険の被保険者の資格を取得したことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、同事業所において、同年同月同日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立人は、社会保険庁の記録から、申立期間⑨のうち、昭和63年8月から平成元年2月までの期間においては、国民年金に加入し、保険料の全額免除を受けており、同年3月26日から同年6月14日までの期間については、別事業所に厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる。

申立期間⑩について、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から、申立人が、平成4年5月18日に、J会K事業所を離職したことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、同会同事業所において、同年同月19日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したことが確認できる。

また、J会に照会したが、申立人の勤務期間等に関する調査をしたが、確認することはできなかったとの回答を得た。

申立期間⑪及び⑫について、L事業所が保管する「厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しから、申立人が、平成5年1月21日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年7月21日に被保険者の資格を喪失したことが確認できる。

また、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から、申立人が、L事業所において、平成5年1月21日に雇用保険の被保険者の資格を取得し、同年7月20日に同事業所を離職したことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、同事業所において同年1月21日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年7月21日に被保険者の資格を喪失したことが確認できる。

さらに、O健康保険組合が管理する健康保険の被保険者記録から、申立人が、L事業所において、平成5年1月21日に健康保険の被保険者の資格を取得し、同年7月20日に被保険者の資格を喪失したことが確認できる。

加えて、P市役所が管理する国民健康保険の記録から、申立人が、平成5年7月21日に、国民健康保険の被保険者の資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑥まで及び⑧から⑫までの各期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑦のうち、昭和52年5月15日から53年2月2日までの期間及び54年1月26日から同年6月20日までの期間、①から⑥まで並びに⑧から⑫までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月1日から18年4月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円となっているが、給料支払明細書のとおり、総支給額は27万円のまま変わらず、高い厚生年金保険料を控除され続けたため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成15年6月から18年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所及びA事業所の社会保険事務を代行していた労務管理事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、いずれも事業主が申

立期間の報酬月額を10万円で届け出たことにより、社会保険庁で決定された標準報酬月額が9万8,000円となっていることが確認できることから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月23日から同年6月1日まで

昭和54年4月から同年5月末までA事業所で勤務していたが、社会保険庁の記録では、同年5月23日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっている。

しかし、当該事業所が発行した給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA事業所の事業主の証言から判断すると、申立人は、申立期間中、当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係る昭和54年4月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行って

おらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 726

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所の職員が訪ねてきたときに、申立期間について標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが分かった。申立期間当時、月に 44 万円ぐらいの報酬をもらっており、給与から天引きされていた厚生年金保険料控除額に変動は無かったと思うので、社会保険庁が記録している標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 10 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 10 月 6 日付けで申立人の標準報酬月額が、36 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、役員でなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の元事業主は、「社会保険事務所の職員の指導により、従業員の標準報酬月額を引き下げた記憶がある。申立人は、社会保険事務に関する権限は無く、標準報酬月額の訂正処理にも関与していない。」と証言しており、また、複数の元同僚も、「申立人は、総務ではなく現場で働いていた。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額の訂正には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 9 年 1 月から 10 年 6 月までは 36 万円に訂正することが必要

であると認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額を44万円と訂正することの申立てについては、申立人の平成9年1月1日の資格取得時の標準報酬月額である44万円が、資格取得時の標準報酬月額の訂正により約4か月後の同年5月2日に36万円と訂正処理されていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できるが、当該処理について不自然な点は見当たらず、資格取得時の標準報酬月額の決定において、当初見込んだ報酬額に見合う標準報酬月額と実際の報酬額に見合う標準報酬月額が異なったために、事業主が訂正の届出を行ったと考えるのが自然である。

また、社会保険庁の記録から、A事業所の元事業主及び複数の元同僚においても、当該資格取得時の標準報酬月額の訂正により、標準報酬月額が引き下げられていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額である44万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 727

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成2年12月から3年11月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から3年12月31日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、さかのぼって実際の給与額より引き下げられていることが分かった。訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成3年12月31日）の後の平成4年1月23日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、役員でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「自分は経理部長であったが名前だけであり、経理業務における権限はなかった。会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるころには、商品企画等の業務に就いていた。」としている。

加えて、A事業所の元従業員は、「当時、社会保険事務所から会社に対し保険料の滞納について呼び出しがあったので、自分に対応した。社会保険に関する手続は元顧問社会保険労務士が行っていた。」「会社廃業時における経理責任者は自分で、会社印も自分が管理しており、申立人には経理に関する権限はなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正

処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年12月から3年11月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録（昭和54年11月30日）及び資格取得日に係る記録（昭和55年5月1日）を取り消し、54年11月から55年4月までの標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和54年11月から55年4月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和56年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年11月30日から55年5月1日まで
② 昭和55年12月31日から56年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

昭和49年8月から56年3月末日までA事業所に継続して勤務し、途中退社したことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、申立人はA事業所において昭和49年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、54年11月30日に資格を喪失後、55年5月1日にA事業所において再度資格を取得しており、54年11月から55年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において

A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、「申立人と同時期に勤務していた。業務内容、勤務形態に変更はなかった。」と証言している同僚は、申立期間の給与明細書を所持しており、「私の給与から厚生年金保険料が控除されている。」と証言していることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の当時の事業主から回答を得ることはできなかったものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年11月から55年4月までの期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和55年12月31日とされていることが確認できる。

また、申立人の資格喪失日の処理は、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日（昭和56年4月1日）の後の同年4月3日付けで、遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和56年4月3日付けで、遡^{そきゅう}及して資格を喪失している者が事業主を含め9人いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年12月31日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を行う合理的な理由は無く、申立人の当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、56年4月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における社会保険事務所の昭和55年11月の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち昭和20年9月25日から22年5月2日までの期間について、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和22年5月2日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月25日から23年1月6日まで
② 昭和27年3月20日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、申立期間①については直前の被保険者期間もA事業所の社員であったことが厚生年金保険の被保険者記録から明らかのため、また、申立期間②についてはA事業所に継続して勤務しているものであって同一企業内の転勤であり、各申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所が提出した社員記録簿、在籍証明書から、申立人が申立期間においてA事業所に在籍していたことが認められる。

また、Cの発行する軍歴証明書によると、申立人は昭和19年4月*日に陸

軍に召集され、22年10月*日に外地抑留から復員したことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和19年10月1日にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月25日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和22年5月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、昭和22年5月2日から23年1月6日までの期間は、A事業所が提出した社員記録簿による休職期間に含まれ、同年1月6日付けで「社員補に採用し、本社勤務を命ず。」とされていることから、当該期間は勤務していないことが推認でき、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和22年5月2日から23年1月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②について、在籍証明書、社員記録簿などから判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和27年3月20日にA事業所本社から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所本社における社会保険事務所の昭和27年2月の記録、事業所が提出した資料及び事業主の証言から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主はA事業所B支店における厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和27年3月20日とすべきところ、同年4月1日として誤って届出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立てに係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年10月1日、資格喪失日が63年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月1日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後に事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されていない旨の回答を得た。

昭和63年7月の1か月間を、年金額に反映させてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年10月1日、資格喪失日が63年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月1日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A事業所の当時の事務担当者は、「申立人は、A事業所に昭和63年7月31日まで継続して勤務し、同年7月の保険料を給与から控除した。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 6 月の社会保険庁の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金 事案 1036 (事案 796 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年9月まで
妻が青色申告に出向いた際、係の人に勧められたため、夫婦で国民年金に加入し、過去の国民年金保険料も納付した。当時、十分な収入があり、保険料が納付できない状況ではなかったため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)及び申立人が居住する市の被保険者名簿を見ると、申立人夫婦は第2回特例納付(実施期間は昭和49年1月から50年12月まで)により、昭和36年度から40年度までの国民年金保険料を昭和50年7月から同年12月までの間に4回(最終納付日は昭和50年12月17日)に分けて順次納付しており、41年度以降の保険料については、第2回特例納付が終了したため、納付できなかったと考えても不自然ではなく、また、申立人夫婦は第3回特例納付制度により保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人夫婦は、納付金額等についての記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月6日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立ての理由として、当時、親しい知人に国民年金保険料を納付したことを話したと述べているが、申立期間を含めて特例納付したとの確認はできない。

加えて、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年2月時点から国民年金保険料を現年度納付し始めても、満60歳到達時までには受給要件を満たすための300か月分以上の保険料を納付することができない状況であったが、60か月分の保険料を特例納付し、満60歳到達時では327か月分の保険料が納付済みとなっていることから、申立人夫婦は、受給資格を得ら

れるように特例納付したものの、申立期間の保険料までは納付しなかったと考
えても不自然ではなく、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情
は見当たらないことから、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付し
ていたものと認めることができない。

静岡国民年金 事案 1037 (事案 797 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から47年9月まで
青色申告に出向いた際、係の人に勧められたため、夫婦で国民年金に加入し、過去の国民年金保険料も納付した。当時、十分な収入があり、保険料が納付できない状況ではなかったため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)及び申立人が居住する市の被保険者名簿を見ると、申立人夫婦は第2回特例納付(実施期間は昭和49年1月から50年12月まで)により、昭和36年度から40年度までの国民年金保険料を昭和50年7月から同年12月までの間に4回(最終納付日は昭和50年12月17日)に分けて順次納付しており、41年度以降の保険料については、第2回特例納付が終了したため、納付できなかったと考えても不自然ではなく、また、申立人夫婦は第3回特例納付制度により保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人夫婦は、納付金額等についての記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月6日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立ての理由として、当時、親しい知人に国民年金保険料を納付したことを話したと述べているが、申立期間を含めて特例納付したとの確認はできない。

加えて、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年2月時点から国民年金保険料を現年度納付し始めても、満60歳到達時までには受給要件を満たすための300か月分以上の保険料を納付することができない状況であったが、60か月分の保険料を特例納付し、満60歳到達時では327か月分の保険料が納付済みとなっていることから、申立人夫婦は、受給資格を得ら

れるように特例納付したものの、申立期間の保険料までは納付しなかったと考
えても不自然ではなく、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情
は見当たらないことから、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付し
ていたものと認めることができない。

静岡厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年ころから 52 年 1 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

自分はA事業所に2年ほど勤めた後、B事業所に異動して1年ほど勤めた。同僚の名前も覚えており、A事業所に勤務していたのは間違いないため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人が勤務していたとするA事業所の所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿には、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、同僚は「自分もA事業所に勤務後、系列店であるB事業所に異動した。」と証言しているが、A事業所に勤務していたとする期間において厚生年金保険の加入記録が見当たらず、異動先のB事業所に勤務した期間において厚生年金保険の加入記録を有していることが確認できる。

さらに、A事業所の事業主や役員は既に死亡又は行方が不明なため、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 26 日から平成 7 年 1 月 26 日まで
A事業所に勤務していた申立期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が、実際に得ていた給与に比べて極端に低くなっている。実際に得ていた給与に見合った正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人が提出した預金通帳に記入されている給与振込額から、申立人は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超える給与を得ていたことを推認することはできる。

しかし、申立人は、申立期間について、事業主により給与から控除されていた保険料の額を確認できる資料を有していない。

また、A事業所（現在は、B事業所）は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月 26 日から 62 年 6 月 30 日までの期間の各月について、保険料控除額を確認できる資料を有していないが、昭和 62 年 7 月 1 日から平成 7 年 1 月 26 日までの期間の各月について、同社が提出した申立人に係る給与データによれば、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合う保険料を控除していることが確認できる上、社会保険料等の控除後の各月の給与支給額は、申立人が提出した預金通帳に記入されている各月の給与振込額とほぼ一致していることが確認できる。

また、A事業所に係る社会保険庁の記録から、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年10月1日まで
社会保険事務所の職員が訪ねてきたときに、勤務していたA事業所の申立期間に係る標準報酬月額が、15万円にさかのぼって引き下げられていることが分かったので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成5年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年2月5日付けで申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、50万円から15万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げる処理に関して行ったかどうか記憶に無いとしているところ、元事業主は、「申立人は取締役として、経理の責任者であり社会保険事務についても、申立人に権限があり、すべて任せていた。自分は申立人の言うことに従い、最終的に承認するだけであった。社会保険料の滞納について申立人に相談したところ、申立人が社会保険事務所の職員と相談し、自分と私の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる処理を行った。」と証言している。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は会社設立当時からおり、社長と一体となり会社経営に携わっていたと思う。申立人は経理事務及び社会保険事務も行っていたと思う。社会保険事務に関しては申立人が一番よく知っていた。」と証言している。

以上のことから、申立人は、A事業所の取締役として社会保険事務につい

て権限を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月15日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

A事業所は、夫が居住する地域に3つの事業所があったと聞いた。夫がどの事業所に勤務していたか不明であり、年金の証書は焼けてしまっていて残っていないが、夫がA事業所に勤務していたのは間違いないため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び親類の証言から、申立人は、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、Bが発行した申立人に係る卒業証明書によると、申立人は、昭和20年3月30日にC学校を卒業したことが確認できることから、申立期間のうち、同日までの期間は、学徒勤労働員の期間であったと考えられるが、当該期間における申立人の学徒勤労働員の実態、厚生年金保険料の控除の状況等について、B、申立人の妻が「申立期間当時、夫の同僚であった」としている者、及びA事業所を管轄する社会保険事務所が管理する払出簿においてA事業所の被保険者記録がある複数の者に照会したところ、当該期間における申立人の勤務の実態は不明、あるいは申立人の記憶がないとの回答にとどまり、当時のA事業所への学徒勤労働員の実態に係る資料や証言を得ることはできず、A事業所が勤労働員学徒を厚生年金保険に加入させていたか否かについては明らかにすることはできなかった。

申立期間のうち、C学校卒業以降の期間について、A事業所を管轄する社会保険事務所が管理する払出簿において、申立人の生年月日で被保険者記録

の有無を確認したところ、申立人の氏名を確認することはできなかった。

また、同払出簿において、A事業所を管轄する社会保険事務所で昭和20年4月及び同年5月に払い出された厚生年金保険手帳記号番号の中から、昭和20年4月1日にA事業所で厚生年金保険の資格を取得している申立人の同級生の有無を確認したが、該当する者は見当たらないことから、A事業所が、申立人と同様の立場の者について、卒業後に厚生年金保険に加入させていた事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人の妻が「申立期間当時、夫の同僚であった」としている者、及びA事業所を管轄する社会保険事務所が管理する払出簿においてA事業所の被保険者記録を有する複数の者に照会したところ、当該期間の申立人の勤務の実態は不明、あるいは申立人の記憶がないとの回答にとどまり、申立人が当該期間においてA事業所に勤務し、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されている事実の有無を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月から 32 年 12 月まで (A 事業所)
② 昭和 37 年 1 月から同年 5 月まで (B 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間について、それぞれの事業所から健康保険被保険者証を交付された記憶があり、働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の社会保険事務担当者及び申立期間当時に勤務していた複数の同僚は、「A事業所は、申立期間当時は個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険庁の記録から、A事業所は、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、上述の同僚についても、申立期間当時、厚生年金保険の記録は無く、A事業所が厚生年金保険の新規適用を受けた日(昭和 34 年 7 月 1 日)に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB事業所は、申立人の記憶が詳細であることから、申立人の主張する所在地に存在していたとうかがわれるが、その所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、申立人が勤務したとしている事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、社会保険庁の記録から、B事業所の事業所名に類似した事業所及び

同事業所が存在していたとする所在地以外にある同一名称の事業所についても確認したが、申立人が勤務したとしている事業所は確認ができなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名の記憶が無く、申立人がB事業所に勤務していたという証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月ころから28年ころまで

夫は昭和21年7月に復員した後、農業に従事していたが、知人の誘いがあったためA事業所B所に勤務した。申立期間について、夫の同級生で同じ課に所属していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、夫には被保険者記録が無いため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所B所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の同僚が、申立人のことを記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、上述の複数の同僚は、「申立人は臨時の職員であり、正社員ではなかった。」と証言しており、申立期間当時、A事業所B所で事務を担当していた同僚は、「数か月間勤務すれば、臨時の職員は本人の希望によって正社員になることができた。」と証言している。

また、申立人と同じ課に所属していた同僚は、申立人以外の臨時の職員の氏名を記憶していたため、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該臨時の職員の被保険者記録は見当たらない。

さらに、上述のA事業所B所で事務を担当していた同僚は、「申立人はB所が経営不振となった昭和36年ころから勤務し、44年に同所が閉鎖される前に退職したように思う。」と証言しており、申立人の雇用保険の被保険者記録では、昭和35年4月1日から44年8月2日までの期間、同事業所を管轄する公共職業安定所において、事業所名は不明であるが被保険者記録があ

ることが確認でき、この証言に係る申立人の勤務期間とほぼ一致する。なお、申立人は、36年4月から45年8月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A事業所の後継事業所であるC事業所に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、「戦後にA事業所で正社員となった者の記録を保管しているが、その中に申立人に係る記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 33 年 12 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、亡くなった夫のメモにより、A事業所に夫が勤務していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の事業主の遺族の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の同僚は、「A事業所では、最初の3年間は見習い期間だった。社会保険の加入に関する説明は受けたことが無い。」と証言しており、また、別の同僚は、「申立人は、見習い期間中に退職した。社会保険事務は社長が行っており、加入に関する説明を受けたかどうかは分からない。」と証言しているが、このほかにA事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できる証言を得ることができなかった。

また、申立期間当時の事業主の遺族は、「A事業所が廃業したときに、資料をすべて処分した。また、申立期間当時、社会保険事務を一人で行っていた事業主は亡くなっているため、当時の社会保険の取扱いについては分からない。」と述べており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することができなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年9月1日から35年9月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 26 日から 40 年 5 月 5 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 7 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についてA事業所で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した労働者名簿及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人は、当該事業所において昭和 53 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、同日は社会保険事務所の記録と一致している。

また、社会保険事務所が管理する申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和 52 年 1 月 6 日から 54 年 1 月 31 日までの期間において、申立人は夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、当時の同僚は、申立人が勤務していたことは憶えているが、厚生年金保険の加入、厚生年金保険料控除については分からないと証言している。

加えて、A事業所へ当時の申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況等について照会したところ、「当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる資料は無い。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。